

# 経 済 産 業 省

平成18・06・12原院第6号  
平成18年6月16日

定格熱出力一定運転を実施する原子力発電設備に関する保安上の取扱いについての一部改正について

経済産業省原子力安全・保安院  
NISA-151a-06-1  
NISA-161a-06-2  
NISA-234a-06-6

原子力安全・保安院は、蒸気タービン設備に係る工事計画上の手続きを伴う場合の健全性評価結果の確認について明確化するため、「定格熱出力一定運転を実施する原子力発電設備に関する保安上の取扱いについて（平成13年12月17日付け平成13・12・12原院第1号、NISA-151a-01-1、NISA-161a-01-1、NISA-234a-01-1）」の一部を別添の新旧対照表のとおり改正し、併せて原子力発電所を設置する者へ通知することとする。

(別添)

定格熱出力一定運転を実施する原子力発電設備に関する保安上の取扱いについて(平成13年12月17日付け平成13・12・12原院第1号、NISA-151a-01-1、NISA-161a-01-1、NISA-231a-01-1)の一部改正 新旧対照表(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p data-bbox="203 347 1055 371">定格熱出力一定運転を実施する原子力発電設備に関する保安上の取扱いについて</p> <p data-bbox="618 403 640 427">記</p> <p data-bbox="129 459 248 483">1.(省略)</p> <p data-bbox="129 515 479 539">2.設備の健全性評価結果の確認</p> <p data-bbox="152 547 1133 595"><u>2.1 定格熱出力一定運転を行う場合であって、蒸気タービン設備に係る工事計画上の手続きを伴わない場合</u></p> <p data-bbox="197 603 1133 699">(1)設置者は、定格熱出力一定運転実施に先立ち、定格熱出力一定運転の実施により蒸気タービンの定格出力を超えて運転する場合の最大の出力状態での設備の健全性を上記1.(1)により確認し、その結果を「定格熱出力一定運転実施に伴う発電設備の健全性評価書」(以下「評価書」という。)にまとめ、当院へ提出すること。</p> <p data-bbox="197 707 1133 786">(2)当院は、提出された評価書の内容確認の終了後、設置者に対して確認終了通知を行うとともに、確認結果を公表(当院ホームページ等に確認した事実を掲載する。)する。</p> <p data-bbox="197 794 1133 898">(3)設置者は、当院が確認した評価書の内容のうち、当該最大の出力に変更が生じた場合は、評価書を改めて作成し当院へ提出すること。当院は、提出された評価書の内容確認の終了後、設置者に対して確認終了通知を行うとともに、確認結果を公表(当院ホームページ等に確認した事実を掲載する。)する。</p> <p data-bbox="152 906 1133 954"><u>2.2 定格熱出力一定運転を行う場合であって、蒸気タービン設備に係る工事計画上の手続きを伴う場合</u></p> <p data-bbox="197 962 1133 1169">(1)設置者は、<u>工事計画認可申請又は届出に添付する「蒸気タービンの強度に関する説明書」を、定格熱出力一定運転の実施により蒸気タービンの定格出力を超えて運転する場合の最大の出力状態を前提としたものとともに、同様の前提で評価を行ったタービンミサイル評価書及び電気設備健全性評価書を、当該申請又は届出に参考資料として添付すること(分割申請を行う場合は、蒸気タービン本体及び電気設備に係る工事計画が出揃う際の分割申請書にこれらの評価書を添付すること。)</u>。なお、定格熱出力一定運転の実施の有無によらず、工事計画書は定格電気出力に基づく記載とすること。</p> <p data-bbox="197 1177 1133 1225"><u>(2)当院は、定格熱出力一定運転実施に伴う発電設備の健全性について確認した後、確認結果を公表(当院ホームページ等に確認した事実を掲載する。)する。</u></p> <p data-bbox="129 1257 248 1281">3.(省略)</p> <p data-bbox="129 1313 248 1337">4.(省略)</p> <p data-bbox="129 1369 344 1393">(参考資料)(省略)</p>	<p data-bbox="1205 347 2056 371">定格熱出力一定運転を実施する原子力発電設備に関する保安上の取扱いについて</p> <p data-bbox="1615 403 1637 427">記</p> <p data-bbox="1153 459 1272 483">1.(省略)</p> <p data-bbox="1153 515 1503 539">2.設備の健全性評価結果の確認</p> <p data-bbox="1153 603 2112 699">(1)設置者は、定格熱出力一定運転実施に先立ち、定格熱出力一定運転の実施により蒸気タービンの定格出力を超えて運転する場合の最大の出力状態での設備の健全性を上記1.(1)により確認し、その結果を「定格熱出力一定運転実施に伴う発電設備の健全性評価書」(以下「評価書」という。)にまとめ、当院へ提出すること。</p> <p data-bbox="1153 707 2112 786">(2)当院は、提出された評価書の内容確認の終了後、設置者に対して確認終了通知を行うとともに、確認結果を公表(当院ホームページ等に確認した事実を掲載する。)する。</p> <p data-bbox="1153 794 2112 898">(3)設置者は、当院が確認した評価書の内容のうち、当該最大の出力に変更が生じた場合は、評価書を改めて作成し当院へ提出すること。当院は、提出された評価書の内容確認の終了後、設置者に対して確認終了通知を行うとともに、確認結果を公表(当院ホームページ等に確認した事実を掲載する。)する。</p> <p data-bbox="1153 962 2112 1114">(4) <u>発電設備の新設のような電気事業法に基づく工事計画認可申請又は届出を必要とする工事を行う場合であって、定格熱出力一定運転の実施を予定する設置者は、当該申請又は届出の際に評価書を提出すること(分割申請を行う場合は、蒸気タービン本体に係る工事計画を含む分割申請時に評価書を提出すること。)</u>。なお、定格熱出力一定運転の実施の有無によらず、工事計画書は定格電気出力に基づく記載とすること。</p> <p data-bbox="1153 1257 1272 1281">3.(省略)</p> <p data-bbox="1153 1313 1272 1337">4.(省略)</p> <p data-bbox="1153 1369 1368 1393">(参考資料)(省略)</p>